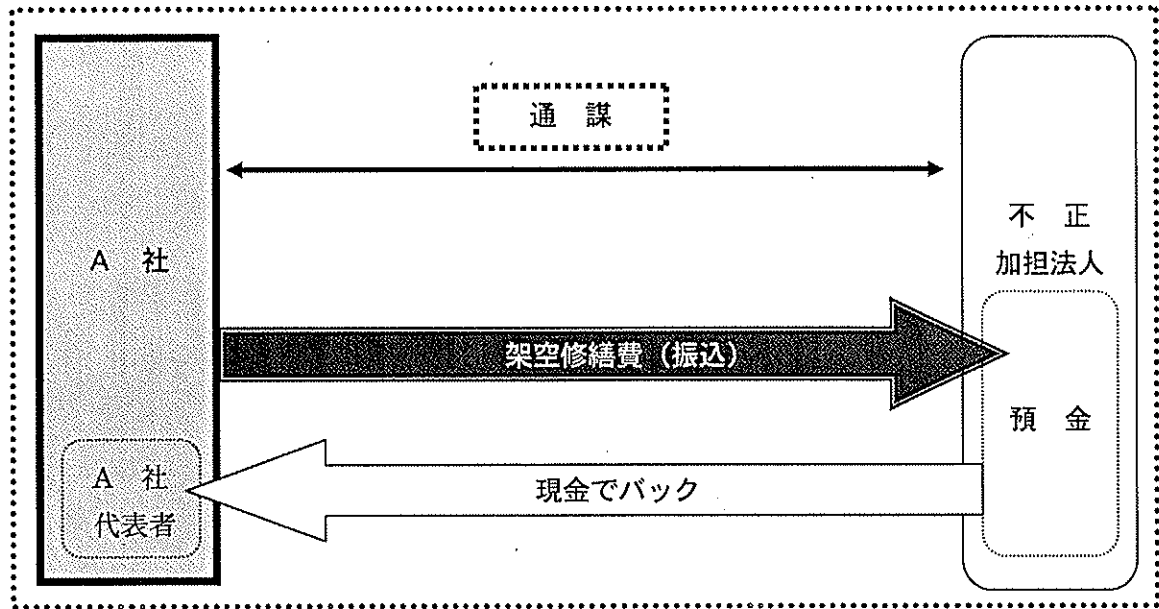


脱税の手段・方法について

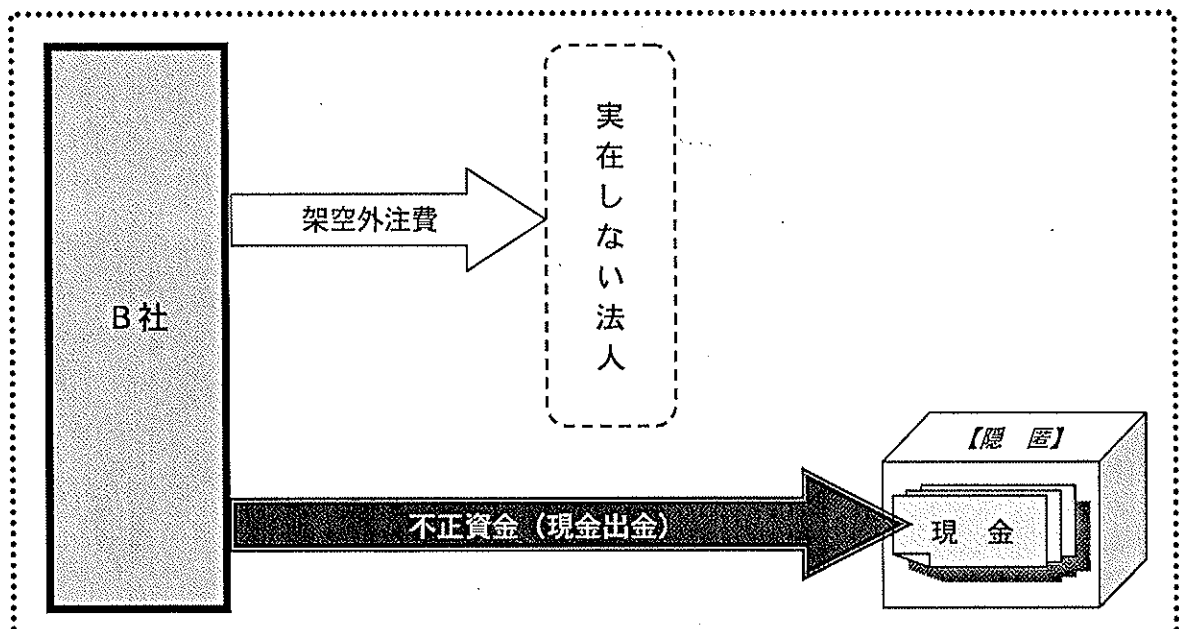
〔事例1〕 不動産業：架空の経費を計上していた事例

A社は、不動産賃貸を営む会社ですが、不正加担法人と通謀し、同法人に対して架空の修繕費を計上していました。架空の修繕費は、不正加担法人の預金に送金された後現金でバックさせ、代表者個人の借入金返済に充てられていました。



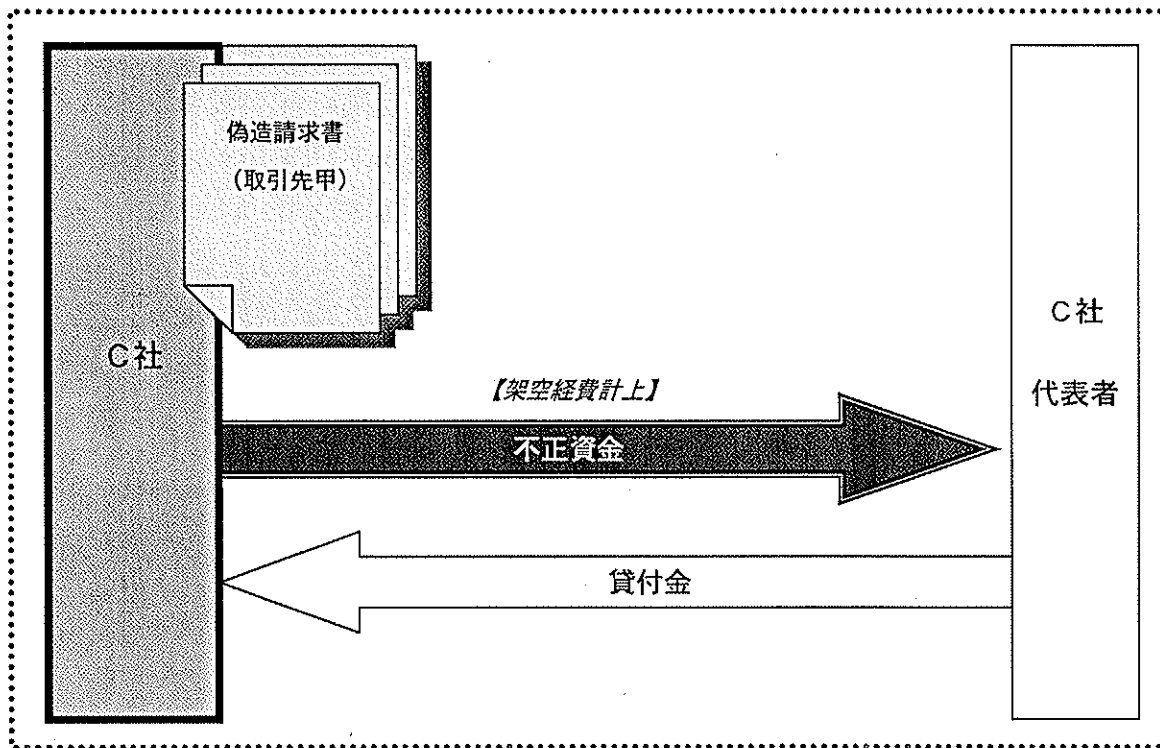
〔事例2〕 建設業：架空の経費を計上していた事例

B社は、解体工事を営む会社ですが、実在しない法人に対して架空の外注費を計上していました。架空の外注費は、会社の預金から現金で出金され、そのまま隠匿されていました。



〔事例3〕 運送業：架空の経費を計上していた事例

C社は、運送業を営む会社ですが、取引先の請求書をカラーコピーして、日付や金額などを偽造した請求書を作成し、この請求書を利用して架空の経費を計上していました。架空の経費を計上して得た不正資金は、代表者がC社に対して貸し付けるなどしていました。

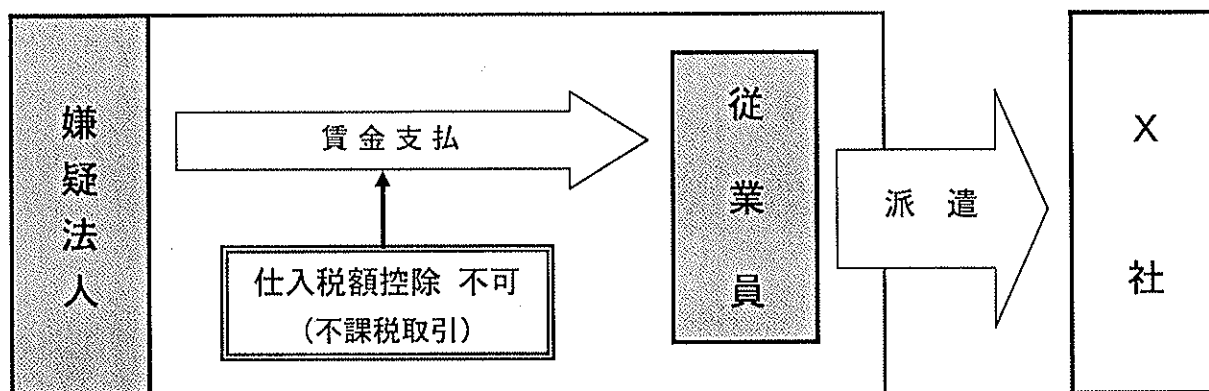


〔事例4〕人材派遣業：消費税を脱税していた事例

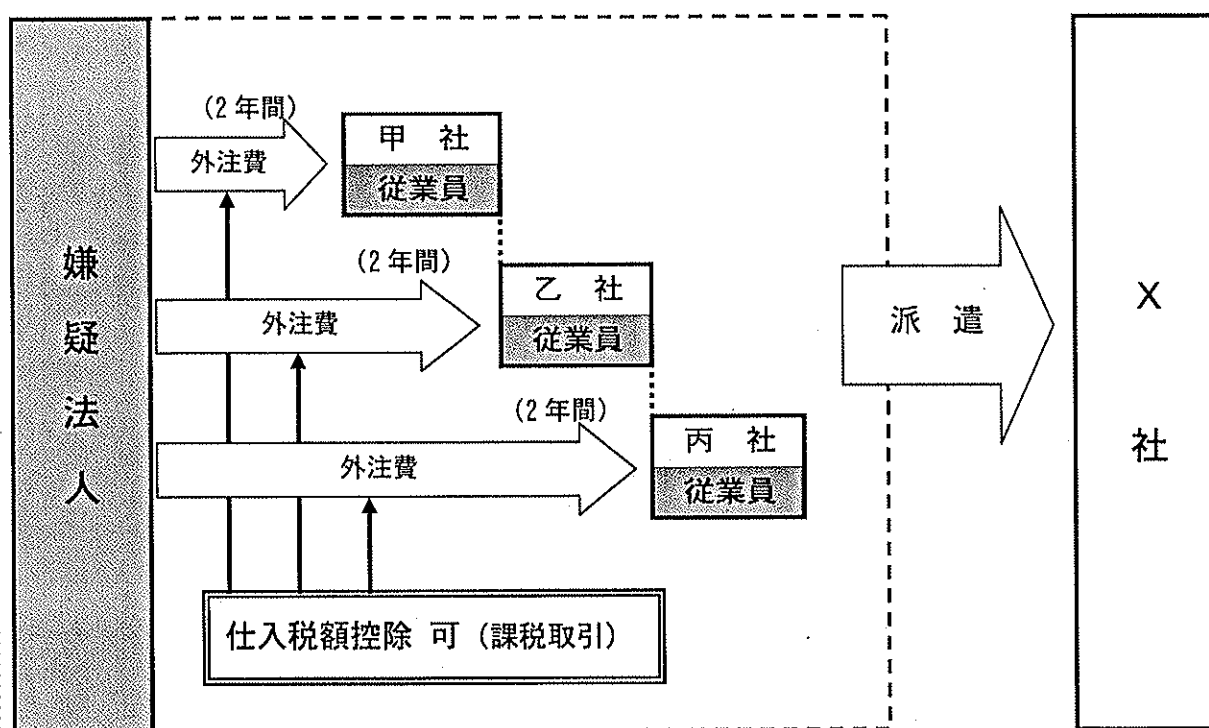
D社は、人材派遣を営む会社ですが、自社に所属する派遣社員の人件費（課税仕入の対象とならない）を、実態のない関係法人に対する外注費（課税仕入の対象となる）に科目を仮装する方法により、架空の仕入税額控除を計上し、多額の消費税を免れていました。

なお、以下の例は、この不正手段を分かりやすくするため、同種事案における一般的な不正形態を示したものであり、D社の取引と概ね一致しています。

○ 実際取引



○ 仮装取引 (実際には嫌疑法人で雇用する従業員を、甲～丙社に所属するものとして仮装)

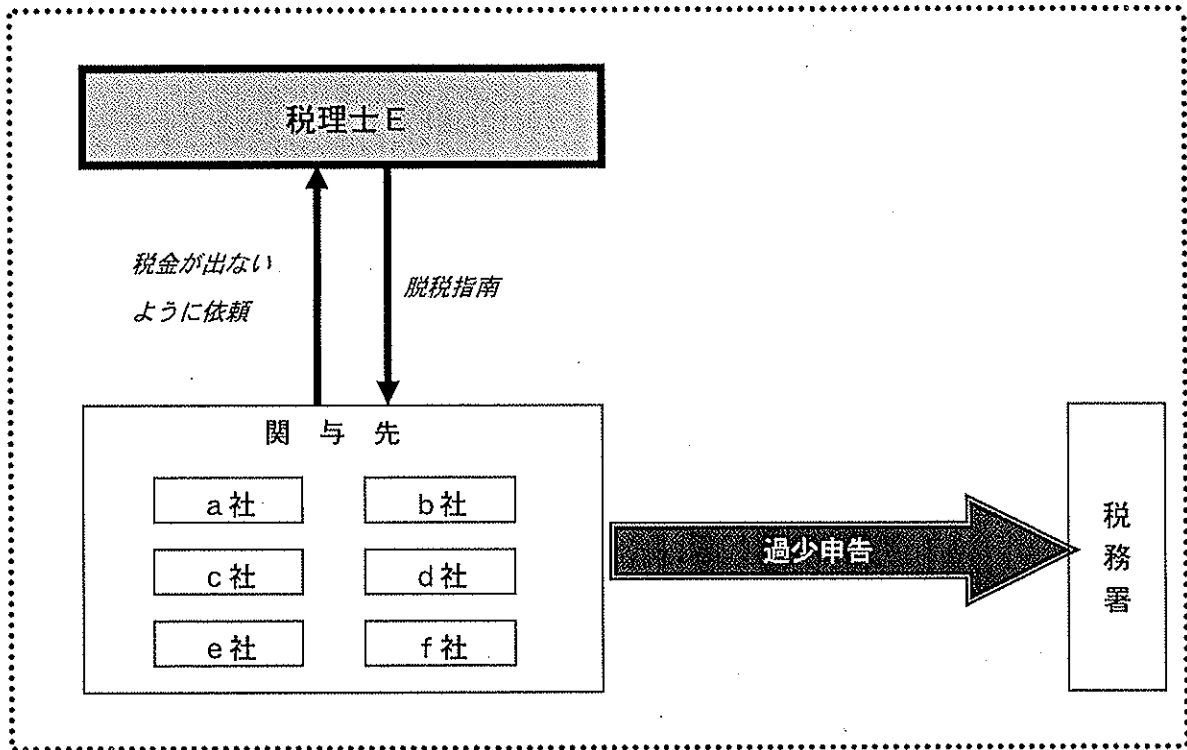


※ 嫌疑法人の消費税については、事業実態のない関係法人（資本金1,000万円未満）を仮装外注先として設立し、外注費に係る仕入税額を控除。

※ 関係法人（甲社、乙社、丙社）の消費税については、資本金1,000万円未満の新設法人につき設立後2年間は消費税の免税事業者となることを悪用し、2年間に限り外注先になることにより、消費税の納税を回避。

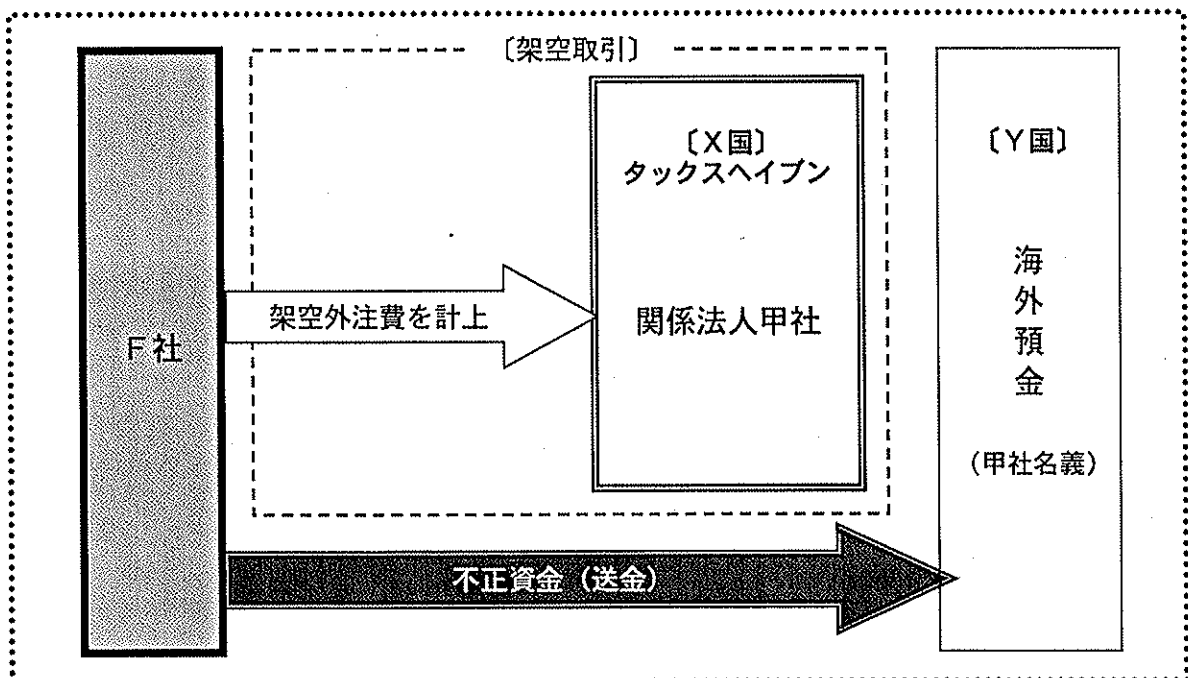
〔事例5〕脱税請負人：税理士が関与先に脱税を指南していた事例

税理士Eは、関与先数社の法人税確定申告の際に、各法人の代表者と共謀して架空の経費を計上する方法により、法人税額が発生しないようにしていました。



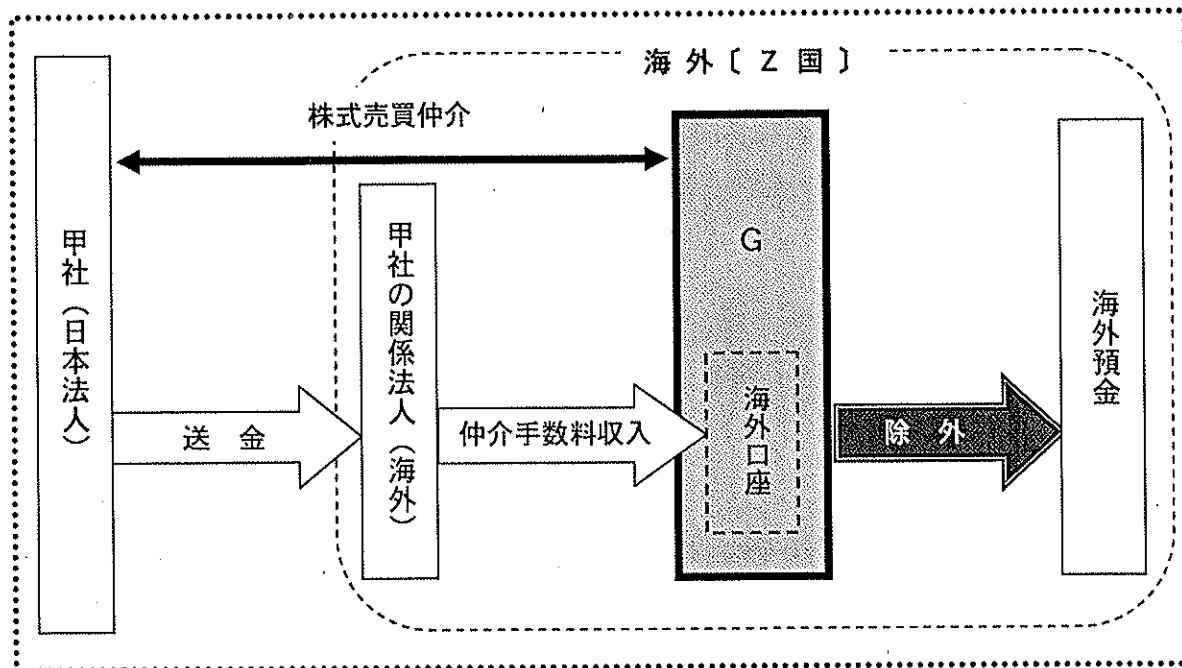
〔事例6〕国際化事案：タックスヘイブンに設立した関係法人に対して、架空の経費を計上していた事例

F社は、電子機器部品の研究開発を行う会社ですが、X国（タックスヘイブン）に関係法人を設立し、同社に対して架空の経費を計上していました。架空の経費を計上することにより得た不正資金は、Y国に開設した預金で留保していました。



〔事例7〕国際化事案：海外で受領した仲介手数料収入を除外していた事例

Gは、コンサルタント業を営む者ですが、株式売買の仲介により多額の手数料収入を得ていたにもかかわらず、海外で受領した手数料を申告から除外するとともに、得た不正資金も海外で開設した預金に留保していました。



〔事例8〕相続税事案：海外の預金やコンドミニアムを申告から除外していた事例

Hは、会社役員であった夫の死亡に伴う相続税の申告の際に、夫が所有していた海外の預金やコンドミニアムを申告から除外し、多額の相続税を免れていました。

